令和 3 年度 第 1 回 西宮市事務執行適正審議会 会議録

1	日時	令和3年11月18日(木)14時30分~15時45分
2	開催場所	西宮市役所本庁舎813会議室
3	出席者	委員:遠藤委員、植村委員、金崎委員 事務局:総務局長、総務局担当理事、総務総括室長、総務課長、総務課担当課 長、総務課係長、内部統制専門委員、委託事業者
4	議事	1 内部統制制度の進捗状況について2 重大な不備の判断基準について3 今後のスケジュールについて
5	議事要旨	 【議事次第1】(意見及び質問) ・令和3年度の内部統制評価報告書は作成しないのか。 事務局:作成しない、令和4年度の評価報告書を令和5年度の9月に議会報告で公表という段取りで考えている。 ・内部統制基本方針は令和3年に施行・公表したが、令和3年度の評価報告書はなぜ作成しないのか。 事務局:基本方針は「地方自治法第150条第2項の規定に準じて」としており、法そのままの適用はまだしていないため、作成しなくても問題はないという認識である。 ・今後、基本方針の実現を見直していくのか。事務局:少なくとも1サイクルまわしてから検討していきたい。・法に則ってやるのか、枠外でやるのか明確にした方が良いと思う。・リスク評価シートの改定作業の進捗はどうなっているのか。事務局:4分の3ほど終了している。 ・各課でリスク対応策を考えてもらうのはいつ頃か。事務局:令和4年の7月頃。 【議事次第2】(意見及び質問) ・運用上の不備はどのようにして見つけるのか。事務局:ベースは現場からの報告である。また、監査とのコミュニケーションや推進部局と評価部局のコミュニケーションの中でも検出できる相定である。 ・交通事故や庁舎内での事故も不備として扱うのか。事務局:ベースは現場からの報告である。また、監査とのコミュニケーションや推進部局と評価部局のコミュニケーションの中でも検出できる相定である。 ・変通事故や庁舎内での事故も不備として扱うのか。事務局:内部統制の対象を財務事務に限定しているため扱わない。ただし、事件事故が多発すれば内部統制やリスクマネジメントの対象とすることを検討する。 ・整備上の重大な不備を条例や規程等に係るものに限定してしまうのはいかがなものか。事務局:意見を踏まえて改めて検討する。 ・運用上の重大な不備の「同様の不備が複数の部局で多数発生している等、量的重要性があると考えられるもの」には、同じ部局で過去から複数年にわたって発生しているものは含まれるのか。事務局:それも含むという理解であるが、分かりやすいよう表現を見直す。・評価担当が判断に困らないよう、重大な不備の判断基準の範囲を明確にした方がよい。